

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第九条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（所掌事務） 第二十五条 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第六十号及び第六十二号に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（所掌事務） 第二十五条 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第六十号、第六十二号及び第六十三号に掲げる事務をつかさどる。</p>